



配布先：岡山県政記者クラブ
岡山市政記者クラブ
倉敷市記者クラブ

発 表 日
発 表 者

令和 8年 9月 1日
高梁川水系水利用協議会
事務局

高梁川水系水利用協議会第1回渇水調整会議を開催します ～今後の渇水調整について協議します～

少雨傾向に伴い、9月1日午前9時現在、高梁川主要6ダム(千屋ダム、河本ダム、高瀬川ダム、三室川ダム、小阪部川ダム及び新成羽川ダム)の合計貯水量が48,184千 m^3 (貯水率45.2%)、まで低下しており、このまま降水量の少ない状況が継続すれば渇水調整の目安である40%を下回る恐れがあります。

そこで、高梁川水系水利用協議会(事務局：岡山河川事務所)は、「高梁川渇水調整に関する行動計画」及び「高梁川水系 渇水対応タイムライン」(別紙1)に基づき、今後の渇水調整について協議するため、「第1回渇水調整会議」を下記のとおり開催します。

1. 日 時 令和8年9月3日(木) 10:30～11:30
2. 場 所 国土交通省岡山河川事務所 2階会議室
(岡山市北区鹿田町2丁目4番36号)
3. 議 題 流域内降水量、河川流量、ダム貯水量の状況
今後の降水量等の見通し
今後の渇水対策について
4. 協議会委員 別紙2のとおり

会議中の撮影は可能ですが、移動を伴う撮影は、冒頭挨拶までとさせていただきます。冒頭挨拶後につきましては、会議進行の都合上、会場後方より撮影をお願いします。

なお、会議終了後、協議会委員に対して個別に取材が可能です。

取材を希望される場合は、取材申込書(別紙3)に必要事項を記載の上、お申し込みください。

<問い合わせ先>

高梁川水系水利用協議会 事務局

国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所 086-223-5101 (代表)

副所長 いわた てる 岩田 輝貴 (内線 2 0 6)

占用調整管理官 どい まなぶ 土井 学 (内線 3 0 3)

管理課長 やまもと としかず 山本 智一 (内線 3 3 1)

高梁川渇水調整に関する行動計画

令和 6 年 6 月

高梁川水系水利用協議会

(岡山河川事務所)

1. 水利用経緯

高梁川は岡山県西部に位置し、北から南に貫流し流域は広島県（2市1町）にまたがり幹川流路延長は約111kmで関係市町村は8市3町に及び、岡山県西部から広島県北東部における重要な基盤をなしている県下三大河川の一つであり、利水の面からも古くから利用されてきた。

高梁川水系小坂部川に国営かんがい事業により小坂部川ダム（利水容量15,136千 m^3 ）が昭和30年度に完成、又、高梁川総合開発事業の一環として高梁川水系西川に河本ダム（治水容量4,775千 m^3 、利水容量5,252千 m^3 ）が昭和39年度完成、高梁川水系成羽川に新成羽川ダム（利水容量80,500千 m^3 ）が昭和43年度に完成、高梁川水系高瀬川に高瀬川ダム（治水容量3,500千 m^3 、利水容量580千 m^3 ）が昭和56年度に完成、高梁川水系高梁川に千屋ダム（治水容量12,000千 m^3 、利水容量14,200千 m^3 ）が平成10年度に完成、高梁川水系三室川に三室川ダム（治水容量3,600千 m^3 、利水容量4,100千 m^3 ）が平成17年度に完成している。

2. 水利使用の調整

高梁川における過去の代表的な渇水としては、昭和22年、昭和60年、平成6年、平成14年、平成20年、令和5年の渇水が挙げられ、渇水調整が行われてきた。

このような経験から、円滑な渇水調整を図るために、水系内の水利使用者は河川管理者の提供する河川情報を共有し、他水利の尊重と信頼に努め、許可に係る水利使用が困難となり、又は、その恐れがある場合には、相互にその水利用の調整について自主的に早い段階から必要な協議を行い、有効な水利運用に努めるものとする。

なお、河川管理者は、協議が円滑に行われるよう、調整に必要な情報の提供を行うとともに、水利使用者から申請があったとき、又は緊急に水利使用の調整を行わなければ公共の利益に重大な支障を及ぼす恐れがあると認められるときは、「高梁川水系水利用協議会」を開催し次の節水方法により渇水調整を行うものとする。

3. 節水方法

1. 河本ダム、高瀬川ダム、小坂部川ダム、新成羽川ダム、千屋ダム、三室川ダムの貯水量の合計が54,000千 m^3 （50%）を下回る恐れがある場合は水系内の各ダムの各利水者は自主的協議を行い、節水に努め合理的水利用を図る。

2. 6ダムの貯水量の合計が43,000千 m^3 （40%）を下回る恐れ等があり、水利使用者から申請があったとき、又は緊急に水利使用の調整を行わなければ公共の利益に重大な支障を及ぼす恐れがあると認められるときは、統合運用（プール）に移行し、利水量は原則的に30日以上の日数を確保できるよう、取水制限強化（緩和）を図る。

なお、取水制限については、協議決定するものとする。

3. 冬季の渇水時等、長期的な見通しに立って水利使用の調整を行わなければ公共の利益に重大な支障を及ぼす恐れがあると認められるときは、上記にかかわらず別途節水方法について協議し対応するものとする。

4. 節水手順

3. 節水方法の1. 2. による節水手順を次ページへ示す。

5. 経緯

平成11年 7月26日 平成6年の渇水調整の経験から、高梁川渇水調整に関する行動計画を定める。

平成18年 8月 2日 三室川ダム「完成」により一部訂正。

平成19年 7月24日 高梁川水系水利用協議会「設立」により一部訂正。

平成20年 7月18日 3. 3を追加、4. を一部訂正。

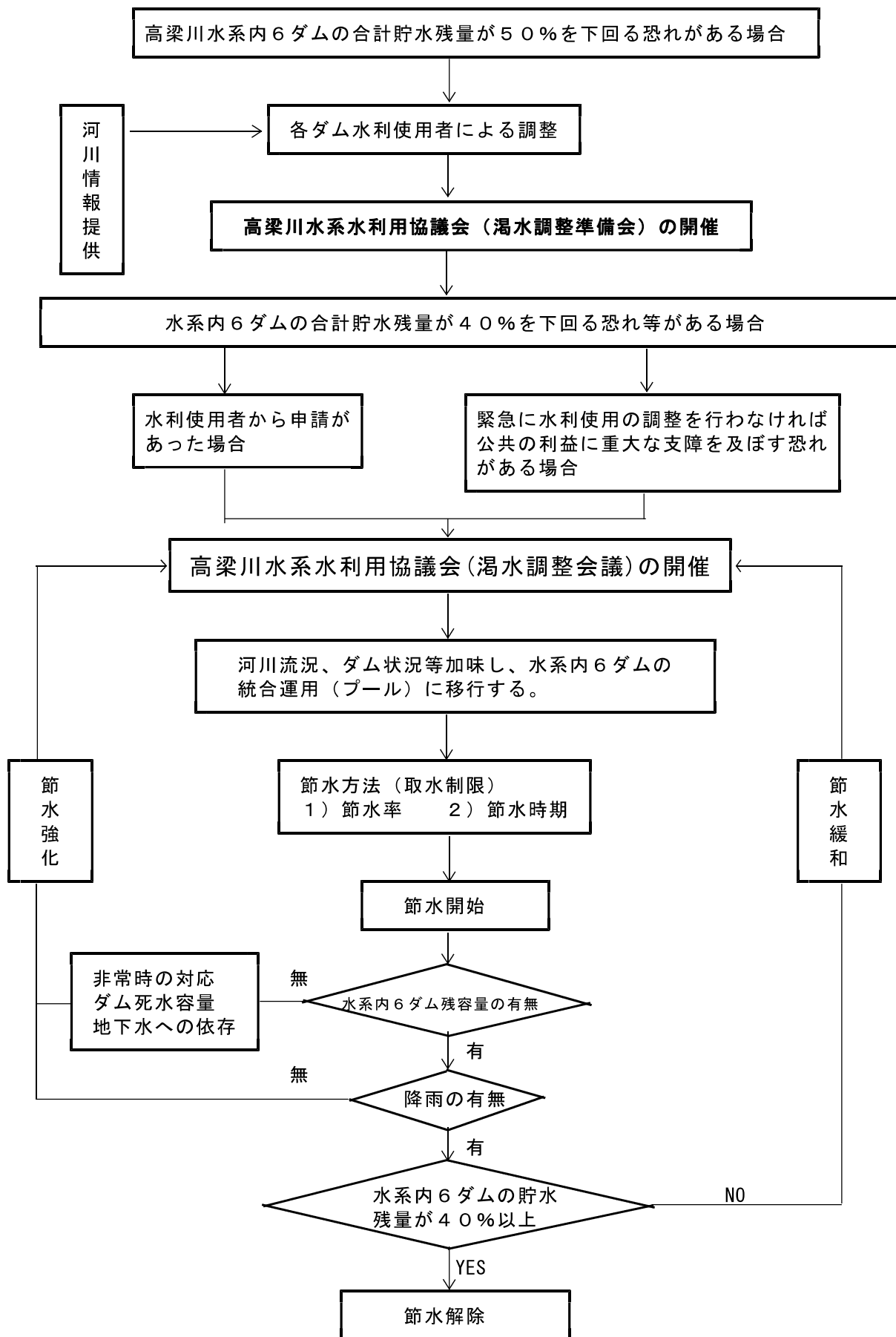
令和 5年 2月17日 3. 2及び節水手順を一部訂正。

令和 5年 6月28日 2. に一部追加。

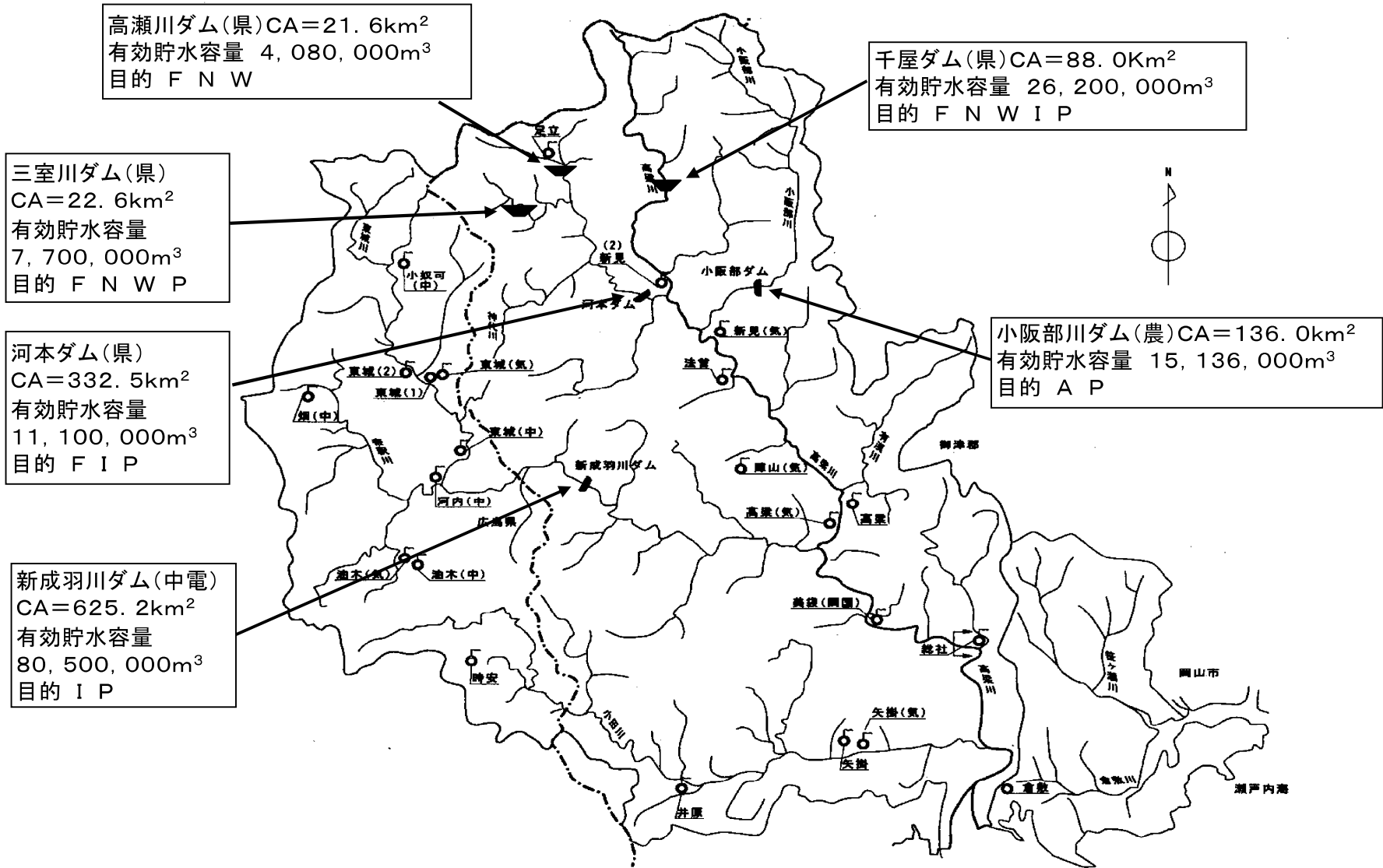
令和 6年 6月19日 2. に一部追加。1. 2. 3. を一部訂正

※高梁川水系渇水対応タイムライン策定・運用開始（令和5年2月17日）

節水手順（高梁川水系）



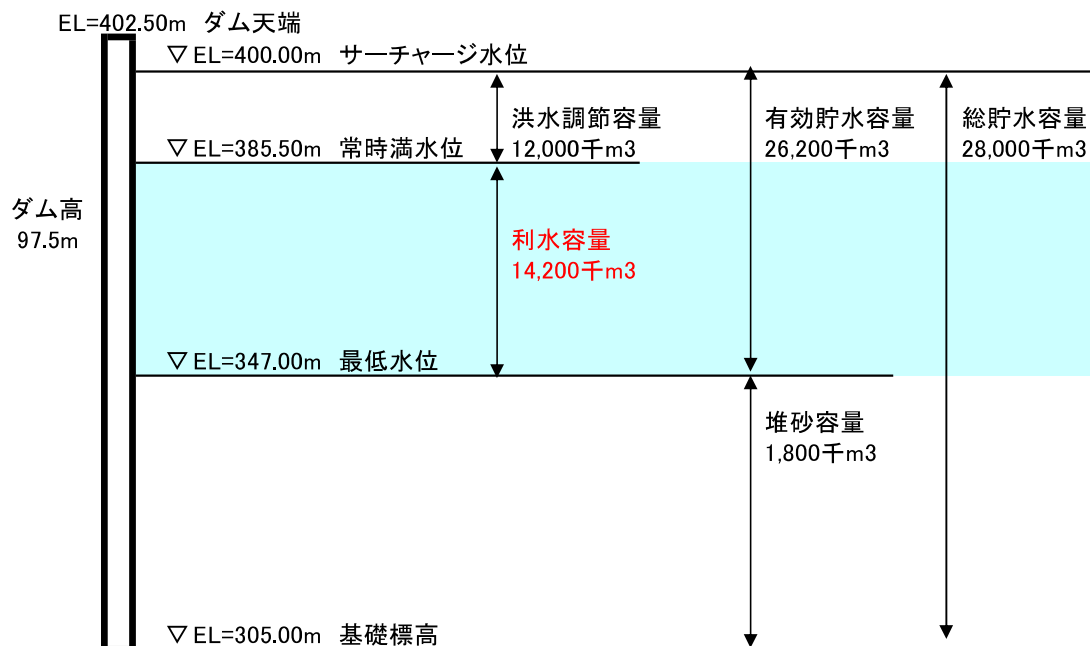
位置図



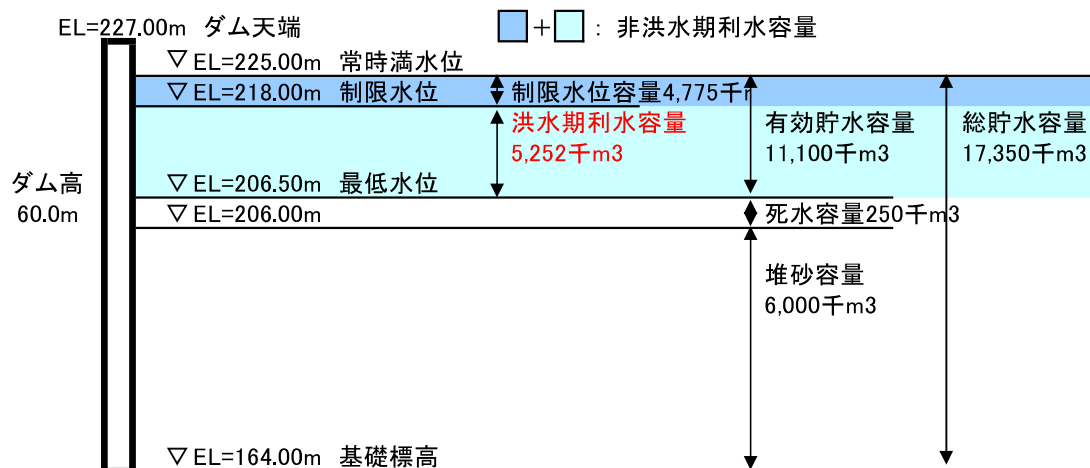
目的 F 洪水調節 N 流水の正常な機能の維持 A かんがい用水
W 水道用水 I 工業用水 P 発電

ダム容量概念図

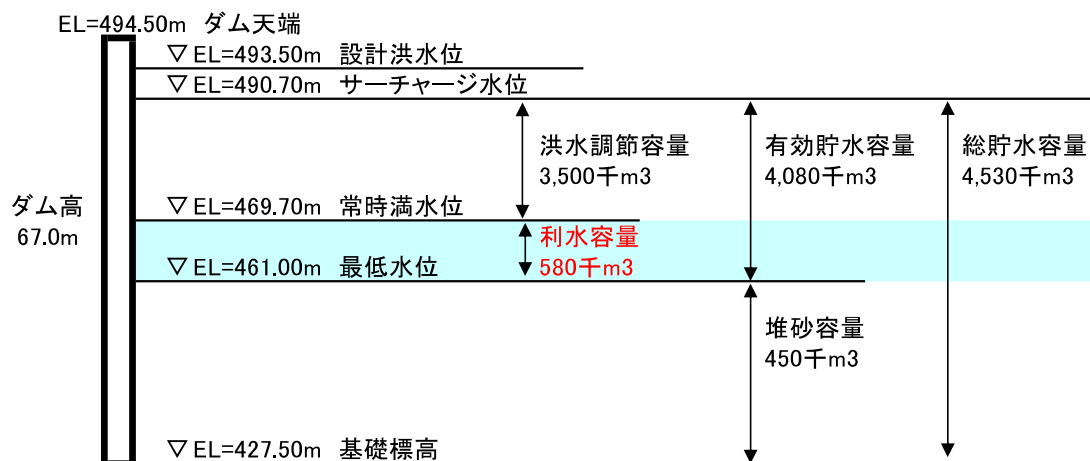
千屋ダム



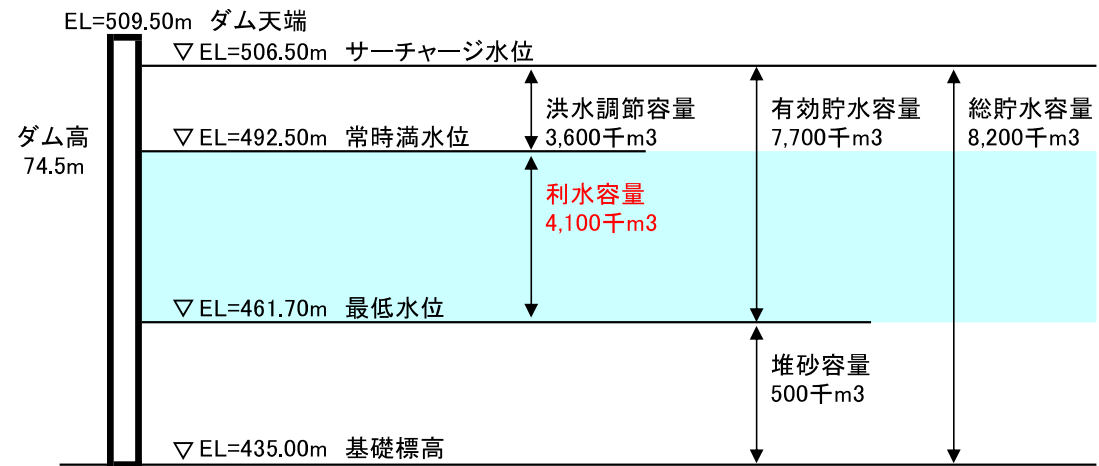
河本ダム



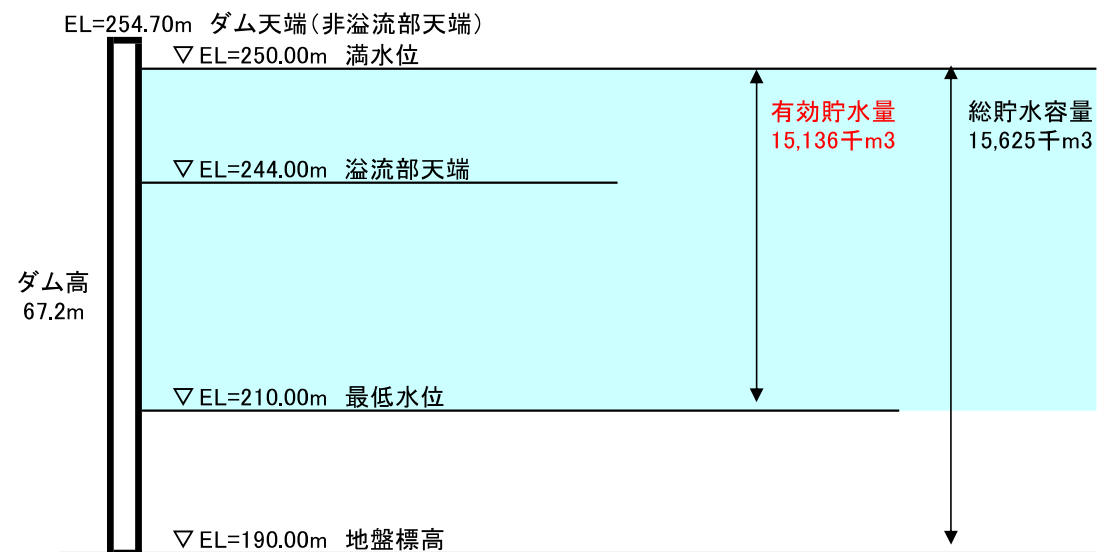
高瀬川ダム



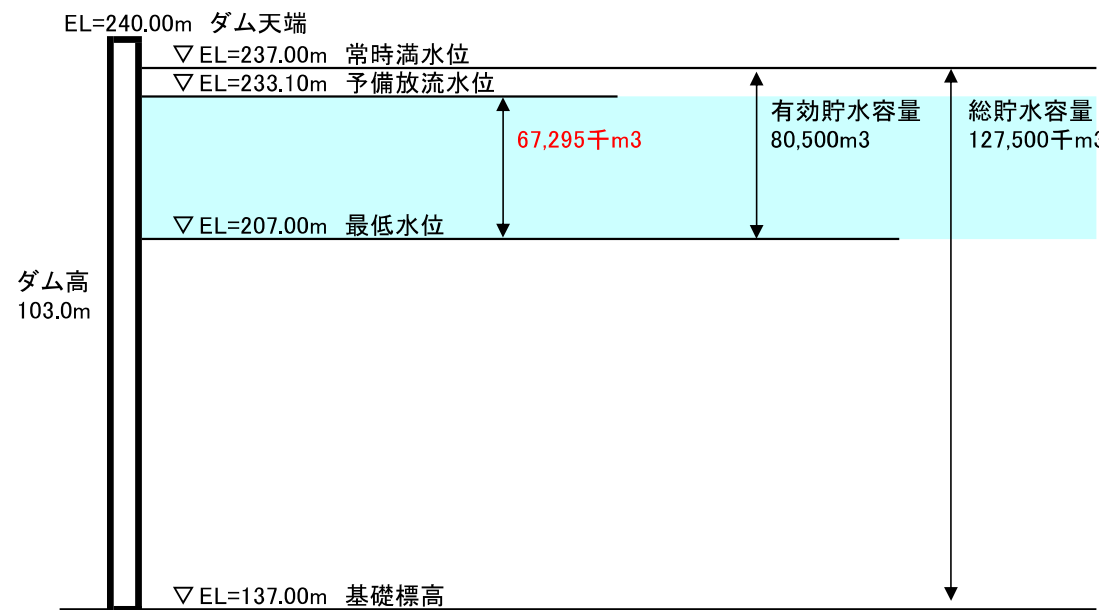
三室川ダム



小阪部川ダム



新成羽川ダム



洪水期 利水容量(千m3)	
千屋ダム	14,200
河本ダム	5,252
高瀬川ダム	580
三室川ダム	4,100
小阪部川ダム	15,136
新成羽川ダム	67,295
合 計	106,563 ≒ 107,000

高梁川水系 渇水対応タイムライン

運用開始日:令和 5年 2月17日

6ダム 貯水量	6ダム 貯水率	渇水(貯水量等)の状況及び期間	調整の目安	取水制限解除 (緩和)の目安	河川管理者	ダム管理者	上水道事業者	工業用水(道)事業者	かんがい事業者	発電事業者
107,000千㎡ ～ 69,000千㎡	100% ～ 55%程度	平常時	千歳ダム、河本ダム、幸瀬川ダム、三寒川ダム、小阪 部川ダム及び新成羽川ダム(6ダム)の貯水量の合計 が54,000千㎡(50%)を下回る恐れがある場合 ▼59,000千㎡(55%)程度 渇水調整準備会招集準備	協議会による協議 取水制限(全面)解除	【平時からの渇正な河川管理】 ◇渇正な利水補給及び河川環境の確認 【平時からの情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集等 ダム運用に係る事前調整	【平時からの渇正なダム運用】 ◇渇正なダム運用による利水補給 【平時からの情報収集】 ◇気象情報、ダム水位、貯水率等の監視 ◇ダム運用に係る事前調整	【平時からの渇正な施設等管理】 ◇日常的な取水施設の点検及び整備 ◇日々の取水管理 【平時からの情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集	【平時からの渇正な施設等管理】 ◇日常的な取水施設の点検及び整備 ◇日々の取水管理 【平時からの情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集	【平時からの渇正な施設等管理】 ◇日常的な取水施設の点検及び整備 ◇日々の取水管理 【平時からの情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集	【平時からの渇正な施設等管理】 ◇日常的な取水施設及び発電施設の点検 並びに整備 【平時からの情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集 ◇河川管理者及びダム管理者との調整
59,000千㎡ ～ 43,000千㎡	55%程度 ～ 40%程度	準備期	6ダムの貯水量の合計が43,000千㎡(40%)を下回 る恐れがある場合で、水利使用者からの申請があつた 場合又は緊急に水利使用の調整を行なれば公共 の利益に重大な支障を及ぼす恐れがある場合 ▼担当者による事前打合せ ▼48,000千㎡(45%)程度 渇水調整会招集準備 ▼46,000千㎡(43%)程度 渇水調整会議開催(第1回) ※取水制限実施について協議 過去の実績(上水5%・工水10%・農水20%)を参考に 調整・協議が整い次第取水制限開始 渇水調整会議の結果に基づき取水制限開始 ※6ダム統合運用開始	協議会による協議 取水制限(一時)解除	【渇水を超えての渇正な河川管理】 ◇渇正な利水補給及び河川環境の確認 (継続) 【状況監視】 ◇気象情報、ダム貯水率等の状況注視 (継続) 【渇水対策の推進】 ◇渇水調整準備会の開催及び情報提供 ◇ダム統合運用を想定した事前調整等 ◇渇水調整会議の開催及び情報提供	【渇水を超えての渇正なダム運用】 ◇渇正なダム運用による利水補給 (継続) 【状況監視】 ◇気象情報、ダム水位、貯水率等の監視 強化 【渇水対策の推進】 ◇渇水に備えた体制整備(準備) ◇渇水調整準備会への参加 ◇自主節水 ◇市民等への情報提供 ◇渇水調整会議への参加	【渇水を超えての渇正な施設等管理】 ◇日常的な取水施設の点検及び整備 (継続) ◇取水管理強化 【情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集 (継続)	【渇水を超えての渇正な施設等管理】 ◇日常的な取水施設の点検及び整備 (継続) ◇取水管理強化 【情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集 (継続)	【渇水を超えての渇正な施設等管理】 ◇日常的な取水施設の点検及び整備 (継続) ◇取水管理強化 【情報収集】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集 (継続)	
43,000千㎡ ～ 25,000千㎡	40%程度 ～ 23%程度	渇水調整期	貯水率の減少が進行し、段階的に水利利用の制 限を強化している状況 ▼担当者による事前打合せ ▼35,000千㎡(33%)程度 渇水調整会招集準備 ▼32,000千㎡(30%)程度 渇水調整会議開催(第2回) ※取水制限実施について協議 過去の実績(上水10%・工水10%・農水30%)を参考に 調整・協議が整い次第取水制限強化	協議会による協議 取水制限(段階的)解除	【渇水を超えての渇正な河川管理】 ◇渇水対策本部等立ち上げ (継続) ◇渇正な利水補給及び河川環境の確認 (継続) 【状況監視】 ◇気象情報、ダム貯水率等の状況注視 (継続) 【渇水対策の推進】 ◇関係機関との連携強化 ◇渇水調整会議の開催及び情報提供 (継続) ◇HP等による広報の実施 ◇環境調査の実施	【渇水を超えての渇正なダム運用】 ◇渇正なダム運用による利水補給 (継続) 【状況監視】 ◇気象情報、ダム水位、貯水率等の監視 強化 【渇水対策の推進】 ◇6ダム統合運用への移行 ◇取水制限のための利水補給調整 (継続) ◇渇水調整会議への参加 (継続) ◇HP等による広報の実施 ◇環境調査の実施	【渇水を超えての渇正な施設等管理】 ◇日常的な取水施設の点検及び整備 (継続) ◇取水管理状況の情報共有 【状況監視】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集 (継続) ◇取水地点の河川状況監視強化 【渇水対策の推進】 ◇渇水に備えた体制構築 (継続) ◇市民等への節水呼びかけ ◇地下水及び他水系の河川水の利用 ◇渇水調整会議への参加 (継続) ◇取水制限への対応 ・給水車派遣準備 ・生活用水以外の用水の使用自粛要請	【渇水を超えての渇正な施設等管理】 ◇日常的な取水施設の点検及び整備 (継続) ◇取水管理状況の情報共有 【状況監視】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集 (継続) ◇取水地点の河川状況監視強化 【渇水対策の推進】 ◇渇水に備えた体制構築 (継続) ◇工業用水道事業者から受水者への節水 呼びかけ ◇地下水の利用 ◇渇水調整会議への参加 (継続) ◇取水制限への対応 ・被害情報の収集 ・畜水等の実施 ・バルブ調節及びゲート調整	【渇水を超えての渇正な施設等管理】 ◇日常的な取水施設の点検及び整備 (継続) ◇取水管理状況の情報共有 【状況監視】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集 (継続) ◇取水地点の河川状況監視強化 【渇水対策の推進】 ◇渇水に備えた体制構築 (継続) ◇農家への節水呼びかけ ◇渇水調整会議への参加 (継続) ◇取水制限への対応 ・被害情報の収集 ・畜水等の実施 ・バルブ調節及びゲート調整	
25,000千㎡ ～ 14,000千㎡	23%程度 ～ 13%程度	異常渇水期	貯水率の減少が進行し、段階的に水利利用の制 限を強化している状況 ▼担当者による事前打合せ ▼21,000千㎡(20%)程度 渇水調整会議開催(第3回) ※取水制限実施について協議 過去の実績(上水20%・工水30%・農水50%)を参考に 調整・協議が整い次第取水制限強化	協議会による協議 取水制限(段階的)解除	【渇水を超えての渇正な河川管理】 ◇渇水対策本部等設置 (継続) ◇渇正な利水補給及び河川環境の確認 (継続) ◇自然のみとなった場合の枯渇対策検討 【状況監視】 ◇気象情報、ダム貯水率等の状況注視 (継続) 【渇水対策の推進】 ◇関係機関との連携強化 (継続) ◇渇水調整会議の開催及び情報提供 (継続) ◇HP等による広報の実施 (継続) ◇死水の取水検討	【渇水を超えての渇正なダム運用】 ◇渇正なダム運用による利水補給 (継続) 【状況監視】 ◇気象情報、ダム水位、貯水率等の監視 強化 【渇水対策の推進】 ◇6ダム統合運用 (継続) ◇市民等への節水呼びかけ (継続) ◇地下水及び他水系の河川水の利用 (継続) ◇渇水調整会議への参加 (継続) ◇死水の取水検討	【渇水を超えての渇正な施設等管理】 ◇日常的な取水施設の点検及び整備 (継続) ◇取水管理状況の情報共有 (継続) 【状況監視】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集 (継続) ◇取水地点の河川状況監視強化 (継続) 【渇水対策の推進】 ◇渇水に備えた体制構築 (継続) ◇工業用水道事業者から受水者への節水 呼びかけ (継続) ◇地下水の利用 (継続) ◇渇水調整会議への参加 (継続) ◇取水制限への対応 (継続) ・給水車派遣準備 ・生活用水以外の用水の使用自粛要請	【渇水を超えての渇正な施設等管理】 ◇日常的な取水施設の点検及び整備 (継続) ◇取水管理状況の情報共有 (継続) 【状況監視】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集 (継続) ◇取水地点の河川状況監視強化 (継続) ◇農作物への影響把握 (継続) 【渇水対策の推進】 ◇渇水に備えた体制構築 (継続) ◇工業用水道事業者から受水者への節水 呼びかけ (継続) ◇渇水調整会議への参加 (継続) ◇取水制限への対応 (継続) ・被害情報の収集 ・畜水等の実施 ・バルブ調節及びゲート調整	【渇水を超えての渇正な施設等管理】 ◇日常的な取水施設及び発電施設の点検 並びに整備 (継続) 【状況監視】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集 (継続) ◇取水地点の河川状況監視強化 (継続) ◇発電施設への影響の監視 (継続) 【渇水対策の推進】 ◇渇水に備えた体制構築 (継続) ◇農家への節水呼びかけ (継続) ◇渇水調整会議への参加 (継続) ◇取水制限への対応 (継続) ・被害情報の収集 ・畜水等の実施 ・バルブ調節及びゲート調整	
14,000千㎡ ～ 0千㎡	13%程度 ～ 0%	危険な渇水期	貯水率の減少が進行し、段階的に水利利用の制 限を強化している状況 ▼担当者による事前打合せ ▼10,700千㎡(10%)程度 渇水調整会議開催(第4回) ※取水制限実施について協議 過去の実績(上水30%・工水50%・農水70%)を参考に 調整・協議が整い次第取水制限強化 ▼10,700千㎡(10%)未満 渇水調整会議開催(第5回) ※取水制限実施について協議 過去の実績(上水40%・工水70%・農水90%)を参考に 調整・協議が整い次第取水制限強化	協議会による協議 取水制限(段階的)解除	【渇水を超えての渇正な河川管理】 ◇渇水対策本部等設置 (継続) ◇渇正な利水補給及び河川環境の確認 (継続) ◇自然のみとなった場合の枯渇対策検討 【状況監視】 ◇気象情報、ダム貯水率等の状況注視 (継続) 【渇水対策の推進】 ◇関係機関との連携強化 (継続) ◇渇水調整会議の開催及び情報提供 (継続) ◇HP等による広報の実施 (継続) ◇死水の取水検討	【渇水を超えての渇正なダム運用】 ◇渇正なダム運用による利水補給 (継続) 【状況監視】 ◇気象情報、ダム水位、貯水率等の監視 強化 【渇水対策の推進】 ◇6ダム統合運用 (継続) ◇市民等への節水呼びかけ (継続) ◇地下水及び他水系の河川水の利用 (継続) ◇渇水調整会議への参加 (継続) ◇死水の取水検討	【渇水を超えての渇正な施設等管理】 ◇日常的な取水施設の点検及び整備 (継続) ◇取水管理状況の情報共有 (継続) 【状況監視】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集 (継続) ◇取水地点の河川状況監視強化 (継続) ◇市民生活等への影響把握 (継続) 【渇水対策の推進】 ◇渇水に備えた体制構築 (継続) ◇工業用水道事業者から受水者への節水 呼びかけ (継続) ◇地下水の利用 (継続) ◇渇水調整会議への参加 (継続) ◇取水制限への対応 (継続) ・給水車派遣準備 ・生活用水以外の用水の使用自粛要請	【渇水を超えての渇正な施設等管理】 ◇日常的な取水施設の点検及び整備 (継続) ◇取水管理状況の情報共有 (継続) 【状況監視】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集 (継続) ◇取水地点の河川状況監視強化 (継続) ◇農作物への影響把握 (継続) 【渇水対策の推進】 ◇渇水に備えた体制構築 (継続) ◇工業用水道事業者から受水者への節水 呼びかけ (継続) ◇渇水調整会議への参加 (継続) ◇取水制限への対応 (継続) ・被害情報の収集 ・畜水等の実施 ・バルブ調節及びゲート調整	【渇水を超えての渇正な施設等管理】 ◇日常的な取水施設及び発電施設の点検 並びに整備 (継続) 【状況監視】 ◇気象情報、ダム貯水率等の情報収集 (継続) ◇取水地点の河川状況監視強化 (継続) ◇発電施設への影響の監視 (継続) 【渇水対策の推進】 ◇渇水に備えた体制構築 (継続) ◇農家への節水呼びかけ (継続) ◇渇水調整会議への参加 (継続) ◇取水制限への対応 (継続) ・被害情報の収集 ・畜水等の実施 ・バルブ調節及びゲート調整	

※このタイムラインは、渇水被害を最小限にとどめるため「千原ダム・河本ダム・高瀬川ダム・三堂川ダム・小阪都川ダム・新成羽田ダムの貯水率」に於いて想定される対策、行動を示したものです。

※基本的にこのタイムラインに基づき各機関が行動することとなりますが、各機関のその時の状況及び立場により適宜行動を変えることも差し支えないこととします。

※ダム貯水率の減少スピードにより、渇水調整会議の開催時期は前後する可能性があります。(その場合、必要に応じて各利水者からご意見を聴取する場合があります。)

※渇水対応後に関係機関が共同して、PDCAサイクルを通じて課題の抽出と改善の方向性を共有し、渇水対応タイムラインを改善するPDCAサイクルを絶えず継続するものとします。

高梁川水系水利用協議会 関係機関

	機 関 名
1	国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所
2	岡山県 保健医療部
3	岡山県 農林水産部
4	岡山県 土木部
5	岡山県 企業局
6	新見市 建設部
7	高梁市 土木部
8	倉敷市 水道局
9	岡山県南部水道企業団
10	備南水道企業団
11	岡山県西南水道企業団
12	岡山県広域水道企業団
13	倉敷市 文化産業局 農林水産部
14	湛井十二箇郷組合
15	湛井十二箇郷組合議会
16	上原井領土地改良区
17	高梁川東西用水組合
18	総社市 産業部
19	上成乙島用水組合
20	笠岡湾干拓土地改良区
21	浅口市 産業建設部
22	アサヒ飲料(株) 岡山工場
23	(株)クラレ倉敷事業所
24	中国電力(株)電源事業本部東部水力センター
25	高梁川用水土地改良区

計25機関

高梁川水系水利用協議会 事務局

国土交通省 中国地方整備局

岡山河川事務所 占用調整課 伊藤 宛

申込先 Email: itou-a87eb@mlit.go.jp

取材申込書

取材を希望される方は必要事項を記載のうえ、上記申込先へメールでお申し込み下さい。

申込みは、9月 2日(水)12時までをお願いします。

令和8年 月 日

会社名・部局名
取材者の役職・氏名・連絡先(代表者のみ)
代表者(役職・氏名):
連絡先(携帯番号等):
取材人数
名

< 連絡事項 >

- ・取材にあたっては、職員の指示に従い、会議の妨げにならないようご協力をお願いします。